

『雲州橋之巻』について

田 中 則 雄
(島根大学法文学部)

摘 要

『雲州橋之巻』は、明和三年（一七六六）、松江藩の支藩母里藩における事件に基づく実録である。本作には、特に事件の経緯、人物の捉え方において、実録としての様式的特徴が認められる。

キーワード…実録 近世小説

はじめに―『雲州橋之巻』の概要―

松江藩主松平氏六代宗衍^{むねのぶ}治世の最後の時期にあたる明和三年（一七六六）、支藩の母里藩^{もり}において藩主の後継をめぐる御家騒動が起った。母里藩は、寛文六年（一六六六）、松江藩松平氏の二代綱隆が襲封する際に、弟の隆政が一万石を分封されたことに始まる。出雲東部の能義郡内を藩領とするが、藩主は歴代江戸定府であり、この騒動もすべて江戸における出来事である。当時母里藩も、松江藩と同様財政危機の中にあった。しかも藩主は常に江戸にあって国元の窮状を直接知らないという悪条件が重なっていた。この事件について記す『雲

州橋之巻』という実録が伝わる。吉永昭「出雲国母里藩「母里騒動」について^①」は、この実録に拠って事件の経緯、背景等について論じている。いまこれに、出雲に伝わる『雲陽秘事記』所収「母里騒動の事」の条を加えて検討する。『雲州橋之巻』の方が、当事のみで一作をなすものである分叙述も詳しいが、この二種を対比することで、それぞれ独自の観点から事件人物を見ていることを知り得る。

事件の概要は次の通りである。

松平大隅守直道^{なおみち}が、志摩守直員^{なおかず}の跡を継いで母里藩主の位に就き、亀之助（直道の弟）^③がその継嗣と定められる。直道の用人に平山团右衛門^④という者がいた。平山の妻女は、元は直道の妾であったが、平山に嫁して弥市という男児を産む。彼女がこの子を殿

様の胤であると言いつたことから、平山は亀之助を廢して弥市を立てることを画策し、直道はこれを受け入れる。家老たちは直道を諫めるが甲斐なく、本家松江藩松平氏の邸へ赴き藩主宗衍に訴える。しかし宗衍は、自力で再応諫言して収めよと言つて取り合わない。この後平山や直道は、亀之助を毒害しようとして企てる。平山らは、家臣の本多平馬（一説に長尾太右衛門）¹ という者を抱き込もうと考えて、陰謀を明かし同意するよう求める。本多（長尾）は驚くが、同意と見せて血判し、即刻松江藩邸へ赴き、宗衍に経緯を告げて対応を請う。宗衍は役人を母里藩邸へ遣わして、直道を押し込め一味を捕らえさせる。平山は逃亡したが、後に捕らえられ、鈴ヶ森で打首になった。

『雲陽秘事記』「母里騒動の事」の条は、全体に平山による陰謀事件という捉え方に沿つて叙述されている。平山は元々心の中に一物あったが、妻女の言葉聞いて画策を始めたとする。

或時团右衛門夫婦語り合ける内、女房团右衛門へ向ひ、「扱々口惜きは此弥市が事也。是迄は隠して不言しが、私殿の御腰元にてありし時身籠せし此子也。運能は壹万石の大名とも可成に、今小身の子に生れ来りし事口惜しき事也」と語りければ、团右衛門聞て女房に申けるは、「夫はいと易き事なり。折もあらば殿え申上、能に計ひ可申」といふ。是己に一物有ゆへ也。

かくて平山は直道の御前に出て、「かゝる正胤の若君まします上は、此弥市どのを御家督に御定めありて可然」と説き、後には亀之助毒害のことを勧める。

平山团右衛門は大隅守様をたらし込、弥市を若殿に立んと種々工夫をめぐらしけるゆへに、大隅守様に申けるは、「弥市殿を御家

督に立給ふといふとも、弟亀之助様有時は如何なり。何卒亀之助殿をなきものにせんと手立は無之哉」と申上げれば、

このように専ら平山の画策によつて事件が展開するという捉え方になつている。

一方『雲州橋之卷』は、以下に掲げるような独自の観点に拠つていゝる。まず冒頭に次の一節が置かれている。

夫大将たる人は、文武の二つをもつて国家を納、臣下之善悪を知り、忠臣を用ひ逆臣を退け、じひをもつて民をあわれむ。是を名將君子と云。夫に引替、逆臣のすゝめにて徒に好色酒宴に長じ、無益の金錢をついやし家を乱す輩は、知行盗人と云べけれ。

「逆臣のすゝめにて」云々は、この書に描かれる直道の像そのものである。この事件は平山の陰謀によるものではあるが、のみならずそれを誘発し増長させた要因として太守の不行跡があつたと見ているのである。平山一味の者たちが弥市の件を勧めたのは、直道の放埒に付け込んだことであつたとする。

大隅守殿表向病氣とて、月なみ登城なく酒宴遊興を常とし、美しき女を召抱置昼夜酒宴を被致ける。時分は能と瀧忠右衛門、小沼臺八、山下佐中言葉をそろへ、「兼々申上候通、弥市殿は彈右衛門子息と申ながら、殿様の御たねなり。……」と申ければ、大隅守殿早速彼等が申分尤と得心有り、「近日家老共へ申付、屋形え可引取」と被申ける故、彈右衛門へも此通内々通じて、其日を待けるとなり。

また、「如此俄にそうどふ（騒動）する事、偏に大隅守殿無分別より起る事なり」とも評している。直道の放埒の実否について史料によつて知ることを得ないが、母里藩では先代の志摩守直員の代の宝曆九年

(一七五九)、江戸における藩主の贅沢が国元の財政破綻を生じ、二人の家老が諫死する事件が起こっている。単に、下が乱れるは上が治めぬ故という一般論ではない、現実味を持った見方としてここに取り入れられた可能性がある。

また本書の特色として、平山弾右衛門という人間への着目という点を挙げることができる。平山は次のような者であったとされる。

知行百五拾石、当家譜代、殊に武芸に達し才知成る故、大隅守殿部屋住の時より後見たる故、尤大隅守殿氣に入、殊に手懸の女を彼が妻女に給り、此度家督相続なれば、猶以彼に万事相任せられし故、今は家老用人を取おめて、彼老人万事取計ひける故、諸士雑兵に至迄、何卒弾右衛門氣に入らんとへつらいける。

早くから直道の寵遇を受けていたが、家督相続があつて一層の権勢を得た。この状況の中で平山は妻女の言葉を聞いたとする。

ある時妻女申けるは、「今殿様の御家督に付思ひ出すは弥市が事。其むかしわれは渋谷の百姓の娘にて、此御屋敷え奉公に参り、風と殿様の御情を受懐胎して、間もなく当家え被下産しはあの弥市なり。運能は壱万石の御惣領とたつとみあがめられんに、不運にて家来となり、漸々百五拾石の家督を取事残念さよ」と涙にくれて語けるに、弾右衛門是を開始をよく心おこり、

弥市を藩主後継に据えるという企みを最初に抱いたのはこの時であり、それは妻女の無念の涙に触発されたものであつたと、独自の捉え方をしている。

前掲の通り『雲陽秘事記』では、平山はこの後自ら直道に説いて弥市を勧めたとしていたが、この『雲州橋之卷』では、

「……誰ぞ殿の御氣に入たる者に此事能々言合、折を見合申上げ、

『雲州橋之卷』について (田中則雄)

殿も御承引有り、御家門えも(弥市を)御披露有、御惣領となさらん。兎角御氣に入の瀧忠右衛門、小沼臺八、山下左中等に金銀をもつて恩を見せ、此計らわせんと、是第一の計略なり」と、いろ／＼したしみ、

まず直道寵愛の三人と結託することから始めたとする。平山の周到さ執念深さは、この後も一貫して描かれる。

最後に悪事が露頭して平山が捕縛処刑されることについて、『雲陽秘事記』では、本郷丸山で虚無僧となつていたのを、松江藩役人が「無難（なんなん）団右衛門を召捕、江戸品川鈴ヶ森にて打首にぞ成りにけり」と、呆気ない結末であつたとする。一方『雲州橋之卷』ではここからのくだりが極めて長い。妻女に対して、「我思立し存念も水のあわと成り、此上如何成うき目にか逢ふべくもしれず」と語り、妻子を知る辺に預けて、己も本郷丸山の与力何某方に匿われる。松江藩はこのことを突きとめて引き渡しを要求するが、与力何某はこれを欺いて平山を逃がす。熊谷の宿外れに潜んでいたところ、終に踏み込まれるが、「いや左様之者に而無御坐候」と言い逃れようとし、刀を抜いて抵抗するが捕らえられる。討ち捨てと極まり牢から引き出された時、なおも陳じようとする。

(役人) 罪の次第一々か状書をもつて申渡しければ、「是まつたく私宅人わざにあらず」と言分に及びければ、役人声かけ、「此場に至て何申分、すいさん至極」と申ければ、弾右衛門あやまり入たてまつり、只一言なく居たりしが、役人申条、「重罪にきわまる上は、如何様被仰付候共、いなやこれある間敷候」と申ければ、「此上は御れんみんなねがいたてまつる」と申ければ、此上にものがれんこともがなと思かく申けるとぞ見へにける。

鈴ヶ森にて打首と言ひ渡され、松江藩の足輕安井五藤太に繩を掛けられようとした時、平山は抵抗した。

久々弾右衛門牢にあり力つきたりといゑども、元來覚あれば、五藤太取て二三間なげとばす。五藤太は漸々起上り顔をしかめける。つゞいて深津彦十郎大力持、殊に少し覚へあれば、をそれげもなく立むかい、なんなく弾右衛門を高手にいましめける。⁶⁾いよいよ引き据えられ討たれる時、次のことが起こったとする。

「我かくまでつ、みしこともあらわれし上は、かくすにをよばず。俵弥市を若殿に仕立壺万石をとらせんと思しに、こと頭無念至極」と両の眼をくわつと見ひらきし有様に、下部杯は二目と見やらざりける。其時同心、「くわんねんせよ」と、水もたまらづ討落す。其日は晴天なりしが、俄に大風吹雨のふることすさまじく、誠に平治年中悪源太義衡の被討しこんぱく雷と成りしたためし、⁷⁾弾右衛門が恨めゆへ雨ふり風吹ならんと、皆々急ぎ屋敷へ帰りけり。

本作は一貫して平山のしぶとさに着目する。但しその欲心執心の増長を許したのは藩政システムの機能停止であり、その根元は藩主の放埒にあるという構図で捉えている。かくして全編を通じて、事件人物の描写によって時代の在りようを映し出すものとなっていると解し得る。

注

(1) 吉永昭「出雲国母里藩「母里騒動」について」(『御家騒動の研究』清文堂出版、二〇〇七年)。

(2) 『雲陽秘事記』は、島根大学附属図書館桑原文庫本に拠る。なお引用にあたり、誤脱は他の伝本を参考にして訂した。また適宜表記を改めた所

がある。『雲陽秘事記』の実録としての特色については、田中則雄『雲陽秘事記と松江藩の人々』(松江市教育委員会、二〇一一年)を参照されたい。

(3) 平山の名は伝本により、団右衛門、弾右衛門、両様の表記がある。

(4) この人物を、『雲陽秘事記』では本多平馬、『雲州橋之卷』では長尾太右衛門とする。

(5) 注1吉永前掲論文等参照。

(6) 島根県立図書館蔵・河上家蔵本(謄写本)では、底本(桑原文庫本)と比較するに、「つゞいて深津彦十郎」以下の箇所は、次の「」で括った部分が増補されている。

ついで深津彦十郎(捕らんとし飛か、れば、団右衛門両手を組うつ伏に伏て、右より寄れば左へ替し、左より寄れば右へ替し候ゆへに、彦十郎捕不得。其間に五藤太起上り、膝をつかんで後へ引倒さんとしければ立上る。其所を膝にて腰を踏ければ、後へどふと倒しを、すかさず五藤太捕といふて繩を掛)大力特殊に少し有覚ば、無恐も立向、無難団右衛門を高小手手に戒めける。

これについて貼紙があつて、

右安井五藤太直物語也。本書に誤有、仍書載るもの也。夫のみならず、右の働御褒美として銀三両被下置候の由也。天明六年春年之書載之。

と、五藤太自身の話によって、流布の本文に彼の活躍を加えて訂したものである。これによれば、平山は最期に一層の抵抗を見せたことになる。

(7) 六条河原で斬られた源義平が雷となって平氏に祟ったという話(『平治物語』)に拠る。

以上は、旧稿「松江藩と実録」(『アジア遊学』一三五、二〇一〇年八月)における『雲州橋之卷』に関する論を元に改訂を施したものである。

〔翻刻〕

〈書誌〉

○底本 島根大学附属図書館桑原文庫蔵。一冊。

○表紙 二五・一×一六・八糎。仮綴じ。本文共紙。

○外題 「雲州橋卷」。前表紙中央に打ち付け書き。

○内題 「雲州橋之卷」。

○行数 每半葉七行。

○末尾 (終丁裏) に、「此ぬし／佐野」。

〈凡例〉

一、漢字は原則として現在通行の字体を用いた。

一、誤字・宛字は原則として底本通りとしたが、適宜、本来あるべき字に正して()に入れて示した。正し難い場合は、そのまま残し、(ママ)と傍記した。なお単純な誤りについては、断らずに改めた

所がある。脱字は()に入れて補った。

一、仮名の濁点は新たに施した。

一、振り仮名は原則として底本通りとした。

一、底本には句読点がなく、翻刻にあたり新たに施した。

一、底本には丁付がなく、翻刻にあたり通しの丁付を(一才)のごとく示した。

一、場面の転換等に応じて適宜改行し、段落を設けた。

一、会話に相当する部分を「」(会話中の会話は『』)で括った。

目録

松平大隅守殿家督相続之事

平山弾右衛門并弥市が事

瀧小沼山下三人大隅守殿す、みめ事(むる)

三人之家老え対談之事

三人之家老本家えうつたへ附り欠落之事

亀之助殿え毒がいせんと工事(一才)

長尾太右衛門出羽守殿注進附り留被置事

弾右衛門閉門之事

大隅守殿を押籠之事

弾右衛門欠落之事附り本郷に而取逃す事

熊谷に而弾右衛門被捕事

三人の家老長尾婦參之事

弾右衛門於鈴ヶ森被切事(一ウ)

小沼臺八弾右衛門妻子出雲え遣す事

亀之助番代に立事(二才) 白紙(二ウ)

雲州橋之卷

夫大将たる人は、文武の二つをもつて国家を納、臣下之善悪を知り、忠臣を用ひ逆臣を退け、じひをもつて民をあわれむ。是を名将君子と云。夫に引替、逆臣のすゝめにて徒に好色酒宴に長じ、無益の金錢をついやし家を乱す輩は、知行盗人と云べけれ。

頃は明和三年之夏の事成に、雲州の太守家別り松平大隅守殿家中に(礼)

逆臣（三才）有る。家をうばい己が家をたてんず。其根元を尋に、西十一月父志摩守直員殿最早御年老給ひければ、御息頼母殿え御家督を御ゆづり可被遊と、家臣共申に付、本家松平出羽守殿、同淡路守殿え相談有、早速御願被差上、早速に家督無相違被仰付条、頼母殿大隅守従五位下直道と改号有り。御一門は不申及、家老佐々小左衛門知行三、有澤右兵衛、今村喜内知行式百、五拾石、川上弥左衛門（三ウ）并に平山彈右衛門、用人加藤市郎兵衛、西村逸八、目附役瀧忠右衛門等、其外家中悦事無限り。国家老市川庄太夫えも申遣し、急ぎ御祝儀等相調申ける。同戊春今一ツ橋倉門御番被仰付、御相役内藤主殿守殿御兩人にて御勅被成。

平山彈右衛門（權威）けん意并倅弥市が事

爰に平山彈右衛門と申者、知行百五拾石、当家譜代、殊に（四才）武芸に達し才知成る故、大隅守殿部屋住の時より後見たる故、尤大隅守殿氣に入、殊に手懸の女を彼が妻女に給り、此度家督相続なれば、猶以彼に万事相任せられし故、今は家老用人を取おめて、彼壱人万事取計ひける故、諸士雑兵に至迄、何卒彈右衛門氣に入らんとへつらいける。ある時妻女申けるは、「今殿様の御家督に付思ひ出すは弥市が事。其むかしわれは渋谷の百姓の（四ウ）娘にて、此御屋敷え奉公に参り、風と殿様の御情を受懐胎して、間もなく当家え被下産しはあの弥市なり。運能は壱万石の御惣領とたつとみあがめられんに、不運にて家老となり、漸々百五拾石の家督を取事残念さよ」と涙にくれて語けるに、彈右衛門是を開始をよく心おこり、「我も日頃此事をあんずるに、弥市儀は殿の御胤まされなし。誰ぞ殿の御氣に入たる者に（五才）

此事能々言合、折を見合申上は、殿も御承引有り、御家門えも御披露有、御惣領となさらん。兎角御氣に入の瀧忠右衛門、小沼臺八、山下左中等に金銀をもつて恩を見せ、此計らわせんと、是第一の計略なり」と、いろくしたしみ、其上ある時三人振舞として呼寄せ此事委しく語りければ、三人請合退出し、其後度々此事大隅守殿え御す、め申けるゆへ、たいがい得心を被致けるなり。（五ウ）

大隅守殿ほうらつ并三人は弥市が事す、むる事

大隅守殿表向病氣とて、月なみ登城なく酒宴遊興を常とし、美しき女を召抱置昼夜酒宴を被致ける。時分は能と瀧忠右衛門、小沼臺八、山下佐中言葉をそろへ、「兼々申上候通、弥市殿は彈右衛門子息と申ながら、殿様の御たねなり。幸此度御家督御相続被遊候といへども、いまだ（六才）御子様も無御坐候得ば、御引取御惣領に御立被遊御家門え御披露被遊候はゞ、御子孫之繁昌、臣等が悦、此上も無御座候」と申ければ、大隅守殿早速彼等が申分尤と得心有り、「近日家老共へ申付、屋形え可引取」と被申ける故、彈右衛門へも此通内々通じて、其日を待けるとなり。

大隅守殿三人之家老え対談之事

ある時大隅守殿、佐々小左衛門、有澤右平、今村喜内（六ウ）三人の家老を呼被申けるは、「我家督を相続するといふども、四拾に及びて一子もなし。先年懐胎の女を平山彈右衛門に遣し置、彼が惣領弥市こそ我がたねにまされなし。此度屋形に取かへし一門え披露して、我

惣領に立んと存間、皆々其得意可申成」と被申ける。三人の家老仰天し、「是は存知もよらぬ殿の仰にて御坐候。先年弾右衛門え御手懸の女を被下候処諸人知る所なれども、殿の御たねをやどせし事、実正知られ(七才)がたし。軽々敷惣領に御立被遊候事不可然事には、たとへ御胤にても、一旦家来の子と成上は、御惣領に被遊事且以不奉(得)其意候。兼々御隠居様被仰候は、御弟亀之助殿を殿の御惣領と被遊候様被仰付候間、我々如何様被仰付候而も、弥市を惣領と被仰付儀畏り不奉」と、言葉を揃へて申ける。大隅守殿殊外立腹有、「家来として主に背く不届者。重而我が目通へ無用成り」と被申に付、三人も無是非其場を退出して、其後も(七ウ)度々御異見申けれども、承引なきこそ是非なけれ。

三人の家老本家えうつたへ附り出ぼんの事

斯而三人家老共申けるは、「殿え幾度御諫言申共、佞臣共悪事す、め申故御承引なく、あまつさへ我等御目通え無用との御事。さればと切腹せば、御心の儘にして、弥市を御惣領に立給わん。左候而は御隠居様、亀之介殿御ため(八才)ならず。所詮本家え参り此事一々申上、本家より御諫言の御入被下様可致」とて、急ぎ本家に行、取次を以出羽守様御直談被下候様相願、早速可通すと被申ける故、御次迄相通り、究之口上申上、其後申ける、「此度大隅守様御家督御相統被遊候処、四拾歳に御成り被遊候にまだ御子なきに付、先年平山彈右衛門え被下候女、其時懐胎に而、今の弥市こそ我が惣領なり。(八ウ)屋形に取歸し被遊度との事。我々申上候は、『其儀畏り不奉。御惣領の儀は、御弟亀之助殿こそ可然』と申上候へ共、御聞入なく、其上御目通りえ

『雲州橘之卷』について(田中則雄)

も出不申由被仰付、是非なき次第に奉存候。何卒御当家様今宜布様御異見奉願候」と申ける。出羽守殿被申けるは、「汝等臣として主人に諫言いれ不聞入とて、一門中へ参りかく仰山に言事愚なり。幾度も諫言を入れ可申」とて、一円取上げ不(九才)被申に付、無是非、「此上我々如何程申とても聞入れあるまじ。此上は何方にも身を退き、出家沙門ともならん」と、妻子を知る辺の方へあづけ置、書置等認置、住なれし家を出て去方にぞ身上隠すこそほいなけれ。

大隅守殿亀之助殿をがいせんとする事附り長尾太右衛門に蜜談を被明事

大隅守殿は、佐々小左衛門、有沢右平、今村喜内しゆぼんする(九ウ)上は、諫言をいれる者もなく、気儘に酒宴に長じ日被送けるが、弥近日弥市を家形へいれんと被思けれ共、亀之助殿有ては弥市我が子とせんこと難成間、毒薬に而がいせんと思付、瀧忠右衛門、小沼臺八、山下左中等に此事を被語ければ、内々彈右衛門今まいない杯取たのまれたる事なれ、何角はもつて背くべき、早速此義可然と申に付、「毒薬の儀は御殿葉川南玄丈に可被仰付」と申に付、川南(十才)玄丈呼、「汝我が申付事何に不寄畏り候哉」と被申ければ、玄丈謹而、「あらた成御仰哉。殿様の御家来なれば如何様成事にても奉畏り候」と申ける。其時大隅守殿、「申付事余之儀にあらず。此度弟亀之助を毒がいせんと存る也。汝其毒薬を調査せよとの事。成就せば知行を増可申」と被申ける。玄丈仰天し、「余之義なら命をも差上可申候。正しく亀之助様も御主人に而候。夫を(十ウ)がいせん事、此儀は御免可被下候」と申ける。大隅守殿大きに怒り、「大事を明す上は無承引ば討捨可申」

と被申ゆへ、無是非畏りける。

夫より台所奉行唐崎五兵衛、料理人町田伝七等を呼寄、右段々を言伝、五月九日夜毒薬あたゑん。其時振舞（と）がうして亀之助を呼候間、汝得心彼が膳分の内其毒を入よ」と被申付けければ、兩人右玄丈申通断申けれども、すでに手（十一才）討にせんと被致故、やむ事を不得受合ける。

すぐに五月九日に成しかば、隠居志摩守殿亀之助殿御両所を招請とて、芸子杯を呼寄ん、義太夫語りは誰にせんと評定とりぐなりける所に、小沼臺八申けるは、「今夜亀之助殿御招被遊右の蜜事を計事、成就うたがいなし。しかし爰に一ツの難題あり。長尾太右衛門儀は、御隠居様亀之助殿近臣にして、常々御側を（十一ウ）はなる、事なし。朝夕の膳分食事の時も、彼心見いたさせずんば喰給ふ事なし。さすれば今夜も彼御側をはなれずは、かの毒薬あらはれ可申成り。兎角彼に大事を明し、此事を得心せば知行を増急度取立可申と能々御頼被遊ば、彼よく心に迷ひ、終其氣に成らん」と申ける故、早速太右衛門呼寄せ、臺八言ふくめし通り被申ける。太右衛門驚、「是（十二才）一大事の処なり。若そむく時はたちまちことの破とならん。兎角いつわり秘事そのこゝろを聞届け申さん」と、「何事も仰に任せ申上ん」といつわりて血判をして、「他言申間敷」とちかいを立、始終の工を不殘聞届、「此上は御両所此事を申上ば返而悪人らをいましめんとするにまわり遠し。万事本家の計ひなれば、急ぎ此事告可申」と窺ひけるに、漸々七ツ時に少しの隙を見合、馬屋へ行、中間を（十二ウ）呼出し馬に鞍置せ、中間をもつれず馬に鞭打いつさんに本家へこそ急ぎ行。

長尾太右衛門出羽守殿え注進附り御家来を青山え被遣る事

無程太右衛門本家え馳付、門外に馬乗はなし、中ノ口より御次ノ間に通、近習の侍に対面、「大切の一大事に付参候間、御直談可被下」と申入れ、案内と共に出羽守殿御側近く（十三才）通り、「今晚大隅様え隠居様亀之助様御招請之処、不計も亀之助様え毒薬をあたへがいでんとこの御工。此義彈右衛門が悪事故、如何様にと一々申上、私えも此事御頼被遊故、いつわり血判仕秘事を聞、如此御注進申なり。急ぎ家来を被遣、悪人之頭取たる彈右衛門を御押込、御詮儀被遊可被下候」と申に付、出羽守殿驚給ひ、家老を呼、「急ぎ目附役堀尾市右衛門を遣し実否を見せよ。（十三ウ）太右衛門儀は先此方に留置、大切に番人を附置可申」とて、明長屋を取あげ、昼夜徒目附彦人徒彦人足輕彦人下部彦人、四人宛附置、尤朝夕食事糞抹なき様被申付ける。太右衛門は、「大隅殿工を注進するは、御両所の御為。又大隅殿悪事明せしは是不忠也。両方共に主人なれば、所詮注進して後に切腹して両方へ忠義をたてん」と申けるこそ天晴忠臣類無し。（十四才）

出羽守殿家来青山罷越彈右衛門等閉門申付事

大隅守殿屋鋪にも、太右衛門本家え注進に行し事相知れければ、彈右衛門、忠右衛門、臺八等、「大事あらわれ候上は、我々如何成とがめにあわんも不知。所詮納戸金を配分して思ひ／＼に立退ん」と申合、佐藤伝茶等呼出し、納戸金三千兩彈右衛門が家迄遣置ける。出羽守殿目附役堀尾（十四ウ）市左衛門、用人永井郷太夫、其外役人追々

かけ付、弾右衛門、川南玄丈、唐崎又兵衛、町田伝七等を呼、閉門をぞ申付ける。夫の永井郷太夫、大塚伴蔵兩人を附置、其外役人も出羽守殿を被付、淡路守殿は台所掛り役人を被附置。是は万一毒がいの事をおそれたり。如此俄にそうどふする事、偏に大隅守殿無分別より起る事なり。

大隅守殿を押籠并小沼臺八山下左中佐藤伝茶等被捕事（十五才）

五月中旬御一門中打寄、「兎角大隅守殿義乱氣と相見へ候間、押籠置可然」とて、出羽守殿の家老團仲、年寄高橋九郎左衛門、永井郷太夫、堀尾市左衛門并佐川城助、内藤宇右衛門兩人を指添被申。此兩人は捕手の役なり。万一卒爾有時の為也。銘々仰を受暮六ツ時分大隅守殿屋敷青山久保町え罷越、長屋に而用意相調、足軽下部に外の固をさせ、夜四ツ時分弓張挑燈に（十五ウ）風呂鋪を懸け、明り外え見へぬ様にして、物静に大隅守殿の居間を通り、風呂敷を取すつ。つと通りければ、側に寐て有し小沼臺八、山下佐中兩人驚をきあがり、物をもいわず刀を抜てまつしぐらに切て懸り、得心たりと、佐川内藤兩人も隠し持たるじつてい振上げ、両方互に渡り、しばらくして佐川内藤兩人の者を取りてふせ、下緒に而しぼりける。然所に後の方のろうか、佐藤（十六才）伝茶切て懸るを、佐川丈助足にてけたをし、高手にいましめける。大隅守殿驚、「こは何事ぞ」と遁退し給ひけるを、團仲、高橋九郎左衛門、斎藤勘助声を懸け、「我々唯今罷出候段、出羽守様仰によつて罷出事余之儀にあらず。御身持悪敷く、殊に逆臣のす、めにて御弟始亀之助殿え毒がいせんと御工被成事、一々太右衛門が注進に仍出羽守様被聞召、私共罷出押籠置可申との仰に而（十六ウ）御座

候成り。必御驚被成間敷候」と申ければ、とこう返答に不及、夜明而籠をしつらい、以て大隅守殿押込、妾の女其外女不残押込置、扱小沼臺八、山下佐中、佐藤伝茶三人きびしく番の者申付置ける。夫の團仲、高橋九郎左衛門、斎藤勘助三人は、永井郷太夫、堀尾市左衛門、大塚伴蔵、これ三人之者共に向、「其方三人此屋敷に止り万事氣を附可申」と申渡し、本家え帰りける。（十七才）

平山弾右衛門欠落之事

去程に弾右衛門は悻弥市を若殿に立老万石をにぎらんと思事あらわれ、かく閉門まで被申付、無念ながら、妻をそばに呼よせ申けるは、「我思立し存念も水のあわと成り、此上如何成うき目にか逢ふべくもしれず。兎角三千両の金有こそ幸なれ。何方へも身を隠時節を待ん。今宵ひそかに立退かん」としける所、日頃目を懸し中間式人（十七ウ）しのびて見舞ける故、彼等に三千両の金并着類杯少々妻のへいより出させ、我身もへいをこして、夫の女房と二男四男をば知るべ有ける故、深川八幡前に置、茶屋をいとなませける。二男太次郎をば、小石川伝道院之内に知人有ければ、出家になさんとかしこへぞ遣し、其身、弥市は有馬中務太夫殿上屋敷に一家有、此方に二三日身を隠し、其後本郷丸山与力何某親類に付、（十八才）彼方に忍申ける。翌日弾右衛門早く此事知れければ、大隅守殿役、出羽守殿被付置、早速上屋敷家老年寄に此段届け、いかでか此賊を取遁し置べきとて、諸士之内にて誰をか御詮儀にかけんと人を撰に、御馬廻り相勤ける秋山斧右衛門、篠原團右衛門こそ勇猛の侍なりとて、此兩人に秋山次郎兵衛、同小右衛門と言徒兩人差添て、先江戸中は不及申、神奈川、河崎、鎌倉、小田

原、忍、（十八ウ）熊谷、川越、岩附近隣至らず（と）言所なく尋に、其有所知れかたし。其両家分犬を入、商人或はこむそふとなり尋けり。其後本郷丸山与力何某方隠し有由聞しかば、かまいて御家人なれば私に踏込み可申事相成間布とて、内々御老中相願候処、御町奉行土屋越前守殿^え被仰付、与力同心に此事被申付、早速本郷与力何某^え参り、「大隅守殿家来平山（十九オ）弾右衛門と言もの御かくまい被成由。此者尋常に御渡可被成候。若御背あらば、御家内^え踏込捕可申」と申ける故、「仰奉畏候。然し彼^し我を頼身を隠し候を、我安々と御渡し申候而は、某侍之儀理相立不申候間、明晚いつわり此家を可出す。其時各方表に待請御取可被成候。其儀可然奉存候。左候へば、我儀理も立申候段頼申候」に付、皆々得心して、「左様ならば明晚何時に可参」と申時、（十九ウ）「其儀は夜八ツ時に御越可被成候。某彼^しをたばかり、『其方は迄かくまい置事もれ候を、近日捕に来る由承間、急ぎ立退可申』と申候は、彼真事と心得立のかん。是上々吉の計略なり」と申ける。夫々皆々立歸り、明る六月十五日夜、土屋越前守殿与力長谷川権左衛門、大内佐兵衛、吉田重兵衛、樋口次郎左衛門、同心五六人、出羽守殿留守居桜井武太夫、同押組の者五六人、彼の所に（二十オ）行、今や出ると待けるに、しばらくしても不出。最早七ツ過て明方近くなりけり。無詮方内に案内をいければ、家来表にいづるにぞ、「御直談可被申」と申に付、主^し出ければ、各言を揃へ、「昨夜御頼に付今晚八ツ時に可参と御申被成に付、八ツ時分表相待候に、出不申。七ツ過明方近くなる故、かく御案内に及び申候。但我々を御なぶり被成候哉」と詰合ければ、「いやそれは刻限相違申成り。（二十ウ）某申候は夜四ツ時と申置候故、四ツ時彼を出し候間、定而各方表に而御捕候半と存候。其時不相見へ、我等表^え出様子見申候処、彼^しは行方不知。其方御人数も不見

候故、不思議存候所、今かくの仕合」と語ける。「夫は其元の刻限違成り。我ら昨夜承候は、八ツ時なり」。「いや四ツ時と申候」と互に争ひけれ共無詮方、捕手人数はむなしく歸り、猶此上は何国に居共尋出さんと、方々^え（二十一オ）犬を遣しける。

熊谷にて弾右衛門を捕事

本郷にて弾右衛門取遁し、其後方々へ忍を遣候処、木曾海道に行忍之者立歸り、「扱ても平山弾右衛門、熊谷の宿はづれに先年召遣ひし家来有。是を頼み医師と成り罷在候」と申に付、急ぎ取可申とて、土屋越前守殿組与力同心四人、出羽守殿家来（二十一ウ）秋山斧右衛門、篠原團右衛門兩人、以上六人熊谷に趣、彼の宿にて茶屋^え腰を懸、「此宿に近き内、江戸分^か様く^くの浪人参り居住いたし候由。我々ゆいしよ有者也。御知せ被下候へ」と申ければ、「成程此宿はづれ少し奥入の家こそ去浪人衆なり」と教ゆるにぞ、急ぎかしこに行見ければ、言ひしごとく奥入にきれい成る小家有。示合、こむ僧拵の兩人、「我々両（人）家に入、彼（二十二オ）内に有合は相図可致。其時各方可被成候」と申合、兩人内に入、「江戸分^か近き内御渡り被成候御浪人は此内にて候哉」（と）言。主^しこしぱりをして有けるが、「成程此内にて御坐候」と、何心無く返答及びける。其時耆人表^え出、残り四人を相図にて呼ける。耆人笠を取り、「其方は松平大隅守殿家来平山弾右衛門なり。我々御上意にて召捕に参りたるぞ。尋常に繩か、れ」と言。「いや左様（二十二ウ）之者に而無御坐候」と言。其時表より篠原秋山の兩人、「弾右衛門此期に及び有様にはくじやうせよ。たとへ鬼神をはたらく共、我々捕に向上は天の網か、りたる汝、ちんずるにも不及」

と言。今はかなわぬ所と、彈右衛門側に有刀をぬきて二ツになれと切て懸る。身をかわしたちまちに取て押へ繩を懸けるぞ心地よし。弥市にもおなじくなわをかける。然に村の名主走り附、「かく御尋者(二十三才)とも不存、所に置候事不調法。ひとへに御免奉願候。地頭えも注進可仕候哉(と)窺ける。捕手の銘々、「いや是は御内々に而御捕被成故、地頭え申に不及。又当所の難儀にも成間布間、急ぎ乗物式挺用意いたし候様」申付、夫ふ兩人をかごに乗せ、先土屋越前守殿え帰り、此事申上、早速出羽守殿留守居桜井武太夫を被呼。武太夫足輕小人被召連土屋越前守殿え参り、彈右衛門妻幼少子共(二十三ウ)式人、深川えつれ来り、二男太次郎、伝通院えつれ来り、彈右衛門、同弥市、夫婦子共以上六人を桜井武太夫え被相渡。武太夫越前守殿え并与力同心秋山篠原兩人礼儀を及び、かごに乗せ、直ぐ大隅守殿屋敷へ送り、籠をしつらいきびしく番を付置。偏天の網遁れざるところなりと皆人申けるなり。

三人之家老長尾太右衛門婦参り彈右衛門被切事(二十四才)

斯而彈右衛門を捕り拷問に及びける處、三人の家老と長尾太右衛門儀は少しも悪敷ことなく忠儀相顕ける上は、佐々小左衛門、有澤右平、今村喜内被召返本職に被仰付。長尾太右衛門忠臣成りと番頭に被取立、次に唐崎五兵衛、町田伝七、山下佐中、川南玄丈をゆるさる。佐藤伝茶をば追放有る。瀧忠右衛門は其身目附役ながら悪事組せし故、打首に可及を、其父忠勤有之(二十四ウ)故、先押籠可申となり。小沼臺八儀近習に有ながら不忠成義、不届至極なりとて、是も押籠被置るなり。彈右衛門儀は重罪なる故、品川於鈴ヶ森討捨可致と相究、先妻

子を出羽守殿御国元松江え遣可申と用意ありける。夫今土屋越前守殿御頼有、同心を呼、鈴ヶ森に而彈右衛門可切用意して、牢屋同心を先きに遣し置て、夫より彈右衛門儀は、出羽守殿より御目附(二十五才)大塚伴蔵、徒目附窪田丈右衛門、もの書老人、足輕小人、大隅守殿役人、両家立合に而牢より彈右衛門を引出し、罪の次第一々か状書をもつて申渡しければ、「是まつたく私老人わざにあらず(と)言分に及びければ、役人声かけ、「此場に至て何申分、すいさん至極」と申ければ、彈右衛門あやまり入たてまつり、只一言なく居たりしが、役人申条、「重罪にきわまる上は、如何様被仰付候共、いなや(二十五ウ)これある間敷候」と申ければ、「此上は御れんみんながいたてまつる」と申ければ、此上にものがれんこともがなと思かく申けるとぞ見へにける。さい(最初には)やうにはとがの次第ばかり申渡し、今又申渡し候は、「此度平山彈右衛門重罪によつて品川鈴ヶ森において討首申付る者也」と申渡し、「繩かけよ」と申ければ、繩取に附し出羽守殿の足輕安井五藤太と申者、「得心たり」と立寄り繩をかけんとしける(二十六才)に、久々彈右衛門牢にあり力つきたりといゑども、元來覚あれば、五藤太取て二三間なげとばす。五藤太は漸々起上り顔をしかめける。つゝいて深津彦十郎大力持、殊に少し覚へあれば、をそれげもなく立むかい、なんなく彈右衛門を高手にいましめける。夫今駕籠にのせ、青綱引かけ、品川鈴ヶ森に至て打首。出羽守殿え御目附大塚伴蔵、徒目附窪田丈右衛門、足輕深津彦(二十六ウ)十郎、安井五藤太、其外下部、大隅守殿役人等罷越、無程鈴ヶ森に参、彈右衛門を駕籠え出し引すゆる時、「我かくまでつ、みしこともあらわれし上は、かくすにをよはず。俣弥市を若殿に仕立壺万石をとらせんとしに、こと頭無念至極」と両の眼をくわつと見ひらきし有様に、下部杯は二目と見やらざりける。

其時同心、「くわんねんせよ」と、水もたまらづ討落す。其日は晴天なり（二十七才）しが、俄に大風吹雨のふることすさまじく、誠に平治年中悪源太義衡の被討しこんぱく雷と成りしたためし、弾右衛門が恨ゆへ雨ふり風吹ならんと、皆々急ぎ屋敷え帰りけり。

弾右衛門が妻子小沼臺八を出雲国え遣す事

斯而大隅守殿屋敷には三人の家老婦参して、長尾太右衛門（二十七ウ）も又忠儀の名をあげ、其外其罪をゆるし、弾右衛門は死罪に及び、小沼臺八、弾右衛門妻子出雲国え可遣しとて、箱根御関所女通り手形を留守居より一色安藝守殿より申請、十月廿四日江戸を出立する。網乗物小沼臺八、平山弥市歳拾四歳兩人、弾右衛門妻、二男太次郎歳九ツ、三男歳六ツ、四男歳三ツ。

道中役人（二十八才）

出羽守殿より 徒目附 柘植庄太夫 同 荒木庄兵衛 家来 式人宛

徒 瀧彦兵衛 同 水谷幸右衛門 家来 壱人宛

飛脚組 式人 足輕拾人 小人拾人

大隅守殿より 侍 津田安右衛門 同 神谷儀左衛門 家来 三人宛

徒目附 山田助右衛門 同 久保田丈右衛門 家来 壱人宛

右之者共十月廿四日江戸出立、十一月十四日雲州松江え（二十八ウ）参着いたし、彼らを牢に入きびしく番人を附置となり。

亀之助番代に立事

大隅守殿屋敷には万事ものごと納ければ、大隅守殿を病氣と言立、

亀之助殿番代に被仰付候様御願指上ければ、願之通被仰付、亥二月廿日登城あり。出羽守殿名代として松平若狭守殿同道に而登城（二十九才）あり、御目見相済。千秋万歳。

松平亀之助殿歳拾五歳。（二十九ウ）

付記

本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰地域文学関係資料の研究」（二〇一六～一八年度、代表・野本瑠美）、JSPS科研費一六K〇二四〇六一「地方実録の生成に関する研究」の研究成果の一部である。

On “*Unshu-Tachibana-no-maki*”

TANAKA Norio

(Faculty of Law&Literature, Shimane University)

[Abstract]

“*Unshu-Tachibana-no-maki*” is a historical novel, *jitsuroku*, concerned with Mori-domain in 1766. It has a feature as a modality of *jitsuroku* especially in the estimation of an incident and a character.

Keywords : *jitsuroku*, a historical novel, novels in Edo period